平成23年11月16日総務 務 省

原発避難者特例法に基づく特例事務の告示について

1. 特例事務の告示

原発避難者特例法に基づき、指定市町村・指定県が自ら処理することが困難な事務として、以下の事務が総務大臣に届け出られたことから、これらの事務を告示。

【医療・福祉関係】8法律166事務

*事務数は事務の根拠となる法律又は政令 の条項数によるもの。

- 要介護認定等に関する事務(介護保険法)
- ・介護予防等のための地域支援事業に関する事務(介護保険法)
- ・養護老人ホーム等への入所措置に関する事務(老人福祉法)
- ・保育所入所に関する事務(児童福祉法)
- ・予防接種に関する事務(予防接種法)
- ・児童扶養手当に関する事務※(児童扶養手当法)
- ・特別児童扶養手当等に関する事務*(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)
- ・乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務(母子保健法)
- ・障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務(障害者自立支援法)

【教育関係】2法律53事務

- ・児童生徒の就学等に関する事務**(学校教育法、学校保健安全法)
- ・義務教育段階の就学援助に関する事務*(学校教育法、学校保健安全法)

上記の事務については、指定市町村・指定県・関係各省と調整した結果、避難元 団体での事務処理が困難であるものとして、全ての指定市町村から届け出られた。 また、※が付された事務については指定県からも届け出られた。

指定県 福島県

指定市町村 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、

大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村

2. スケジュール

平成23年11月15日 特例事務の告示

⇒避難先団体への事務の引継ぎ等の準備

平成24年 1月1日 特例事務の告示の施行

⇒避難場所等の通知を経て避難先団体から避難住民に 対し特例事務に係る行政サービスを提供